

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

ページ

○港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則

(港 湾 課) 一

○入港料条例施行規則の一部を改正する規則

( 同 ) 一

○港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則

( 同 ) 一

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(建 築 宅 地 課) 一

## 規 則

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十一号

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則

港湾施設等管理条例施行規則(昭和三十八年宮城県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。  
附則第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和五年九月三十日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

入港料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十二号

入港料条例施行規則の一部を改正する規則

入港料条例施行規則(昭和五十二年宮城県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和五年九月三十日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十三号

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則(平成十二年宮城県規則第五百一十一号)の一部を次のように改正する。  
附則第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和五年九月三十日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十四号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則(平成二十年宮城県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。  
第二条中「建築物移動等円滑化基準適合状況チェックリスト」を「建築物移動等円滑化基準チェックリスト」に改める。

第四条第二項中「建築物移動等円滑化誘導基準適合状況チェックリスト」を「建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

建築物移動等円滑化基準チェックリスト

建築主等氏名		建築物名称	
作成者氏名		建築物所在地	
		建築物の概要	
	事務所住所	用途	
	TEL	構造・階数	
FAX	延べ床面積		m <sup>2</sup>

※ 施設等の欄の「第○条」は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の該当条文、「省令第113号」は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第19条に規定する標識に関する省令（平成18年国土交通省令第113号）を示す。

○一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 (第11条)	① 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	② 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ※1	
階段 (第12条)	① 踊場を除き、手すりを設けているか	
	② 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	④ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	⑤ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ※2	
	⑥ 主たる階段を、回り階段としていないか（回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合は除く。）	
傾斜路 (第13条)	① 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか	
	② 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことによりその存在を容易に識別できるものとしているか	
	④ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ※3	
便所 (第14条、平成18年国土交通省告示第1496号)	① 車椅子使用者用便房を1以上設けているか	
	(1) 腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(2) 車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保しているか	
	② 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房（オストメイト対応）を1以上設けているか	
③ 男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さ35cm以下）その他これらに類する小便器を1以上設けているか		

※1 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年国土交通省告示第1497号第1）

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合

※2 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年国土交通省告示第1497号第2）

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

※3 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年国土交通省告示第1497号第3）

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
ホテル又は旅館の客室（第15条，平成18年国土交通省告示第1495号・平成18年国土交通省告示第1496号）	① 客室総数が50以上の場合，車椅子使用者用客室を客室の総数の1/100（端数は切り上げ）以上設けているか	
	② 車椅子使用者用客室の便所（同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能）	—
	(1) 便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(ア) 腰掛便座，手すり等を適切に配置しているか	
	(イ) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	(2) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(3) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には，自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で，かつ，その前後に高低差がないか	
	③ 車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室（共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能）	—
	(1) 浴槽，シャワー，手すり等を適切に配置しているか	
	(2) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
(3) 出入口の幅は80cm以上であるか		
(4) 出入口に戸を設ける場合には，自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で，かつ，その前後に高低差がないか		
敷地内の通路（第16条）	① 表面は，粗面とし，又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	② 段がある部分	—
	(1) 手すりを設けているか	
	(2) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度，色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	(3) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	③ 傾斜路	—
(1) 勾配が1/12を超え，又は高さが16cmを超え，かつ，勾配が1/20を超える傾斜がある部分に，手すりを設けているか		
(2) その前後の通路との色の明度，色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか		
駐車場（第17条）	① 車椅子使用者用駐車施設を1以上設けているか	
	② 車椅子使用者用駐車施設	—
	(1) 幅は350cm以上であるか	
(2) 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか		
標識（第19条，省令第113号）	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機，便所又は駐車施設の付近に設ける，当該エレベーターその他の昇降機，便所又は駐車施設があることを表示する標識	—
	(1) 高齢者，障害者等の見やすい位置に設けているか	
	(2) 標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（日本産業規格 Z 8210に定められているときは，これに適合するもの）であるか	
案内設備（第20条，平成18年国土交通省告示第1491号）	① 建築物又はその敷地に，移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機，便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか（配置を容易に視認できる場合は除く。）	
	② 建築物又はその敷地に，移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字，文字等の浮き彫り，音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか	
	③ 案内所を設ける場合は①及び②は適用しない	

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備又は案内所までの1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
案内設備 までの経路 (第21条)	① 道等から案内設備②に示す設備又は案内所までの経路の1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか ※1	
	② 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか（進行方向を変更する必要がない風除室内は除く。）	
	③ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分及び段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分※2には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか	

※1 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年国土交通省告示第1497号第4）

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が②に適合するものである場合

※2 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年国土交通省告示第1497号第5）

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

○移動等円滑化経路

施設等	チェック項目	
階段又は段 (第18条第2 項第1号)	階段又は段を設けていないか(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く。)	
出入口 (第18条第2 項第2号)	① 幅は80cm以上であるか	
	② 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
廊下等 (第18条第2 項第3号)	① 幅は120cm以上であるか	
	② 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか	
	③ 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
傾斜路 (第18条第2 項第4号)	① 幅は、階段に代わるものは120cm以上、階段に併設するものは90cm以上であるか	
	② 勾配は1/12以下であるか(ただし、高さが16cm以下のもの場合は1/8以下)	
	③ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター 及びその乗降 ロビー (第18条第2 項第5号、平 成18年国土交 通省告示第 1493号)	① 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するか	
	② 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	③ 籠の奥行きは135cm以上であるか	
	④ 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは150cm以上であるか	
	⑤ 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	⑥ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑦ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	⑧ 不特定多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000㎡以上)の移動等円滑化経路を構成するエレベーター	—
	(1) 籠の幅は140cm以上であるか	
	(2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
⑨ 不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー ※	—	—
	(1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか	
	(2) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか	
	(3) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか	
特殊な構造又は使用形態の エレベーター その他の昇降 機 (第18条第2 項第6号、平 成18年国土交 通省告示第 1492号)	① 車椅子に座ったまま使用するエレベーターで次のいずれかに該当するもの ・ 籠の定格速度15m/分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの ・ 階段及び傾斜路に沿って昇降するもの	—
	(1) 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとしているか	
	(2) 籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか	
	(3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか	
	② 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の階段の定格速度を30m/分以下、かつ、2以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの 平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであるか	—

※ エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合を除く。(平成18年国土交通省告示第1494号)

○移動等円滑化経路（つづき）

施設等	チェック項目	
敷地内の通路 （第18条第2 項第7号、第 18条第3項）	① 幅は120cm以上であるか	
	② 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか	
	③ 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	④ 傾斜路	—
	(1) 幅は、段に代わるものは120cm以上、段に併設するものは90cm以上であるか	
	(2) 勾配は、1/12分以下であるか（高さが16cm以下のもの場合は1/8以下）	
	(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合を除く。）	
	⑤ 道等から建築物の出入口までの敷地内の通路が地形の特殊性により上記①から④までの規定によることが困難な場合は、当該建築物の車寄せから建築物の出入口までの経路が上記①から④までを満たしているか	—

様式第三号を次のように改める。

様式第3号 (第4条関係)

建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

建築主等氏名		建築物名称	
作成者氏名	事務所住所	建築物所在地	
		建築物の概要	
		用途	
		構造・階数	
TEL		延べ床面積	m <sup>2</sup>
FAX			

※ 施設等の欄の「第○条」は高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第114号）の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
出入口 (第2条)	① 出入口(②並びに籠・昇降路・便所・浴室等に設けられるものを除く。複数ある場合はそのうち1以上の出入口。)	—
	(1) 幅は90cm以上であるか	
	(2) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	② 直接地上へ通ずる1以上の出入口	—
廊下等 (第3条, 平成18年国土交通省告示第1488号)	(1) 幅は120cm以上であるか	
	(2) 戸は、自動的に開閉する構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	① 幅は180cm以上であるか(50m以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合は140cm以上)	
	② 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③ 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に、点状ブロック等を敷設しているか ※	
	④ 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	⑤ 側面に廊下等に向かって開く戸に、開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講じているか	
	⑥ 突出物を設けていないか(視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は除く。)	
⑦ 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けているか		
⑧ ①及び④は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分は除く。		

※ 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(平成18年国土交通省告示第1489号第1)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合

## ○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
階段 (第4条, 平成18年国土交通省告示第1489号)	① 幅は140cm以上であるか(手すりが設けられた場合は, 手すりの幅10cmまではないものとみなして算定することができる)	
	② 蹴上げの寸法は16cm以下であるか	
	③ 踏面の寸法は30cm以上であるか	
	④ 踊場を除き, 両側に手すりを設けているか	
	⑤ 表面は, 粗面とし, 又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	⑥ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度, 色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	⑦ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	⑧ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には, 点状ブロック等を敷設しているか ※1	
	⑨ 主たる階段を回り階段としていないか	
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 (第5条)	多数の者が利用する階段を設ける場合, 階段に代わり, 又はこれに併設する傾斜路若しくはエレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときには, 高齢者, 障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第7条に定めるものに限る)を設けているか ※2	
傾斜路 (第6条, 平成18年国土交通省告示第1488号)	① 幅は, 階段に代わるものは150cm以上, 階段に併設するものは120cm以上であるか	
	② 勾配は1/12以下であるか	
	③ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	④ 高さが16cmを超える傾斜がある部分には, 両側に手すりを設けているか	
	⑤ 表面は, 粗面とし, 又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	⑥ その前後の廊下等との色の明度, 色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか	
	⑦ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には, 点状ブロック等を敷設しているか ※3	
	⑧ ①から③までは, 車椅子利用者用駐車施設が設けられていない駐車場, 階段等のみに通ずる傾斜路の部分は除く。この場合, 勾配が1/12を超える傾斜がある部分には, 両側に手すりを設けているか	

※1 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が, 次のいずれかに該当する場合を除く。(平成18年国土交通省告示第1489号第2)

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

※2 階段が, 車椅子利用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合を除く。(平成18年国土交通省告示第1488号第2)

※3 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が, 次のいずれかに該当する場合を除く。(平成18年国土交通省告示第1489号第3)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず, かつ, 勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
エレベーター (第7条, 平成18年国土交通省告示第1487号)	① 多数の者が利用する居室, 車椅子使用者用便房, 車椅子使用者用駐車施設, 車椅子使用者用客室, 車椅子使用者用客席又は車椅子使用者用浴室等がある階及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止する籠を備えたエレベーターを, 当該階ごとに1以上設けているか	
	② 多数の者が利用する全てのエレベーター及びその乗降ロビー	—
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは135cm以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは, 高低差がなく, その幅及び奥行きは150cm以上であるか	
	(4) 籠内に, 籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに, 到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③ 多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで, ①に該当するもの	—
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは135cm以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは, 高低差がなく, その幅及び奥行きは150cm以上であるか	
	(4) 籠内に, 籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに, 到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6) 籠の幅は140cm以上であるか	
	(7) 籠は, 車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	(8) 籠内及び乗降ロビーに, 車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	④ 不特定多数の者が利用する全てのエレベーター	—
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは135cm以上であるか	
	(3) 籠内に, 籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(4) 籠の幅は140cm以上であるか	
	(5) 籠は, 車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	⑤ 不特定多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで, ①に該当するもの	—
	(1) 籠の奥行きは135cm以上であるか	
	(2) 籠内に, 籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(3) 乗降ロビーに, 到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(4) 籠は, 車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	(5) 籠内及び乗降ロビーに, 車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
(6) 籠の幅は160cm以上であるか		
(7) 籠及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか		
(8) 乗降ロビーは, 高低差がなく, その幅及び奥行きは180cm以上であるか		

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
エレベーター (第7条, 平成18年国土交通省告示第1487号)	⑥ 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで、①に該当するもの ※	—
	(1) ③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	
	(2) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか	
	(3) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか	
	(4) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか	
特殊な構造 又は使用形態 のエレベーターその他の 昇降機 (第8条, 平成18年国土交通省告示第1485号)	① 車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、次のいずれかに該当するもの ・ 籠の定格速度が15m/分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの ・ 階段及び傾斜路に沿って昇降するもの	—
	(1) 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものであるか	
	(2) 籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか	
	(3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか	
	② 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の階段の定格速度を30m/分以下、かつ、2以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	—
	平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであるか	
便所 (第9条)	① 各階の便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水栓器具を設けた便房（オストメイト対応）を設けているか	
	② 階の便房の総数が200以下の場合には当該便房の総数の1/50以上、階の便房の総数が200を超える場合は当該便房の総数の1/100に2を加えた数以上の車椅子使用者用便房を設けているか	
	(1) 腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(2) 車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保しているか	
	③ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は80cm以上であるか	
	④ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	⑤ 便所内に、腰掛便座及び手すりの設けられた便房を1以上設けているか（当該便所に車椅子使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車椅子使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合のみ）	
	⑥ 男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さ35cm以下）その他これらに類する小便器を1以上設けているか	

※ エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合を除く。（平成18年国土交通省告示第1486号）

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
ホテル又は 旅館の客室 (第10条, 平 成18年国土交 通省告示第 1484号)	① 客室総数が200以下の場合には客室総数の1/50以上, 客室総数が200を超える場合は客室総数の1/100に2を加えた数以上の車椅子使用者用客室を設けているか	
	② 車椅子使用者用客室の出入口	—
	(1) 幅は80cm以上であるか	
	(2) 戸は, 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で, かつ, その前後に高低差がないか	
	③ 車椅子使用者用客室の便所 (同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能)	—
	(1) 便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(ア) 腰掛便座, 手すり等を適切に配置しているか	
	(イ) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	(2) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(3) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は, 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で, かつ, その前後に高低差がないか	
	④ 車椅子使用者用客室の浴室等 (同じ建築物に共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能)	—
	(1) 車椅子使用者用浴室等	—
	(ア) 浴槽, シャワー, 手すり等が適切に配置されているか	
	(イ) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されているか	
	(2) 出入口	—
	(ア) 幅は80cm以上であるか	
(イ) 戸は, 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で, かつ, その前後に高低差がないか		

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
敷地内の 通路 (第11条, 平成18年国土交通省告示第1488号)	① 幅は180cm以上であるか(段がある部分及び傾斜路を除く。)	
	② 表面は, 粗面とし, 又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③ 戸は, 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で, かつ, その前後に高低差がないか	
	④ 段がある部分	—
	(1) 幅は140cm以上であるか(手すりが設けられた場合は, 手すりの幅10cmまではないものとみなして算定することができる)	
	(2) 蹴上げの寸法は16cm以下であるか	
	(3) 踏面の寸法は30cm以上であるか	
	(4) 両側に手すりを設けているか	
	(5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度, 色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	(6) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	⑤ 段を設ける場合, 段に代わり, 又はこれに併設する傾斜路若しくはエレベーターその他の昇降機を設けているか	
	⑥ 傾斜路	—
	(1) 幅は, 段に代わるものは150cm以上, 段に併設するものは120cm以上であるか	
(2) 勾配は1/15以下であるか		
(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配が1/20を超えるものに限る。)		
(4) 高さが16cmを超え, かつ, 勾配が1/20を超える傾斜がある部分には, 両側に手すりを設けているか		
(5) その前後の通路との色の明度, 色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか		
⑦ 敷地内の通路(道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。)が地形の特殊性により上記①から⑥までの規定を満たせない場合は, ①, ③, ⑤及び⑥(1)から(3)までの規定は, 建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り適用する	—	
⑧ ①, ③, ⑤及び⑥(1)から(3)までの規定は, 車椅子使用者の利用上支障がないものとして車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場, 段等のみに通ずる敷地内の通路の部分は除く。この場合, 勾配が1/12を超える傾斜がある部分には, 両側に手すりを設けているか		
駐車場 (第12条)	全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数の1/50以上, 全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数の1/100に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けているか	
	(1) 幅は350cm以上であるか	
	(2) 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか	

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
劇場，観覧場，映画館，演芸場，集会場又は公会堂の客席（第12条の2）	① 客席総数が200以下の場合には客席総数の1/50以上，客席総数が200を超え2,000以下の場合には客席総数の1/100に2を加えた数以上，客席総数が2,000を超える場合は当該客席の総数の75/10000に7を加えた数以上の車椅子使用者用客席を設けているか	
	② 車椅子使用者用客席の構造	—
	(1) 幅は90cm以上であるか	
	(2) 奥行きは120cm以上であるか	
	(3) 床は平らであるか	
	(4) 車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造であるか	
(5) 同伴者用の客席又はスペースを隣接して設けているか		
浴室等（第13条）	1以上の浴室等	—
	(1) 車椅子使用者用浴室等	—
	(ア) 浴槽，シャワー，手すり等が適切に配置されているか	
	(イ) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されているか	
	(2) 出入口	—
	(ア) 幅は80cm以上であるか	
標識（第14条）	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機，便所又は駐車施設の付近の，当該エレベーターその他の昇降機，便所又は駐車施設があることを表示する標識	—
	(1) 高齢者，障害者等の見やすい位置に設けているか	
	(2) 標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（日本産業規格Z8210に定められているときは，これに適合するもの）であるか	
案内設備（第15条，平成18年国土交通省告示第1483号）	① 建築物又はその敷地に，移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機，便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか（配置を容易に視認できる場合は除く。）	
	② 建築物又はその敷地に，移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字，文字等の浮き彫り，音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか	
	③ 案内所を設ける場合は①及び②は適用しない	

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備又は案内所までの主な経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
案内設備 までの経路 (第16条)	① 道等から案内設備②に示す設備又は③に示す案内所までの主たる経路を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか ※1	
	② 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか（進行方向を変更する必要がない風除室内は除く。）	
	③ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分及び段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 ※2 には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか	

※1 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年国土交通省告示第1489号第4）

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が政令第21条第2項の基準に適合するものである場合

※2 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年国土交通省告示第1497号第5）

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。